



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次

○ 告示

103 和歌山海区における区画漁業の免許の内容たるべき
事項及び申請期間等 (資源管理課)

告 示

和歌山県告示第103号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、和歌山海区における区画漁業の免許の内容たるべき事項及び申請期間等を次のように定める。

平成20年2月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業の時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間
和特区 第756号	東牟婁郡那智 勝浦町大字勝 浦地先	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及び アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第336号 東牟婁郡太地町地先鯉島に設置した標識 基点第340号 東牟婁郡那智勝浦町福井の真に設置した標識 基点第343号 東牟婁郡那智勝浦町シケ島中央部に設置した 標識 A 基点第340号から261°33'の方位線 上、同基点と対岸との中央点 ア 基点第343号から167°-42'の方位線と、Aから 基点第336号の見通し線との交点 イ 基点第343号から231°-40'の方位線と、Aから 基点第336号の見通し線との交点 ウ 基点第343号から 236°-16' 429mの点 エ 基点第343号から 231°-58' 383mの点 オ 基点第343号から 243°-19' 320mの点 カ 基点第343号から 240°-58' 287mの点 キ 基点第343号から 219°-36' 314mの点 ク 基点第343号から 205°-52' 301mの点 ケ 基点第343号から 184°-26' 281mの点 コ 基点第343号から 140°-35' 120mの点 サ 基点第343号から 94°-05' 70mの点 シ 基点第343号から 27°-12' 94mの点 ス 基点第343号から 99°-42' 218mの点	この区域内に 19,800㎡を超 えて生簀を敷 設してはなら ない。	告示の日から 3か月以内	告示の日か ら20日間	東牟婁郡那智 勝浦町大字勝 浦、大字北浜 大字築地、大 字朝日、大字 天満 (通称朝 日町の区域)	免許の日から 平成20年8 月31日まで